

別紙

事務連絡
平成 28 年 8 月 3 日

公益社団法人日本バス協会技術安全部長 殿

国土交通省自動車局整備課
点検整備推進対策官

平成 28 年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検 の実施について

平成 28 年度の自動車点検整備推進運動の実施については、「自動車点検整備推進運動の実施について」(平成 28 年 7 月 1 日付け、国自整第 85 号、国自環第 66 号)により、ご協力を依頼したところですが、大型自動車の重点点検にあたり、別添のとおり「平成 28 年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検の実施要領」を定めましたので、その旨ご理解いただくとともに、効率的かつ円滑な実施へのご協力方よろしくお願いいたします。

また、昨年末から連續して発生している車両火災事故、昨年 11 月に発生した車体腐食事故及び昨年度発生した車輪脱落事故を踏まえ、これらの事故防止のため、重点点検のみならず、日頃の点検におきましても、車輪のホイール・ボルトの締め付け状態等について、確実な点検・整備を実施くださいますようお願いいたします。

637

(別添)

平成28年度自動車点検整備推進運動における 大型自動車の重点点検の実施要領

平成28年8月
国土交通省
自動車局整備課

大型自動車(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車をいう。以下同じ。)については、近年、車両の使用年数が伸びることにより、車齢が高いものが増え、総走行距離も伸びる傾向にある。また、大型自動車の車輪脱落事故やバスの車両火災の防止については、これまでも日常点検整備、定期点検整備の励行について注意喚起しているところであるが、依然としてこれらの事故が発生している状況にある。

これらの状況を踏まえ、今年度も自動車点検整備推進運動の一環として、下記のとおり大型自動車の重点点検を行うこととする。

記

1. 重点点検実施対象事業者

- (1) 公益社団法人日本バス協会の会員であって、乗車定員30人以上の事業用自動車を保有するすべての事業者。
- (2) 公益社団法人全日本トラック協会の会員であって、事業用自動車を50両以上保有する事業者。

2. 実施期間

平成28年9月1日(木)から平成28年11月30日(水)までの3ヶ月間(以下「重点点検期間」という。)。

3. 重点点検項目

以下の別表に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

(別表)

重 点 点 檢 項 目

点検箇所		点検時期	3ヶ月点検	12ヶ月点検
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左	
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左	
走行装置	ホイール	タイヤの状態	同左	
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷	
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左	
車枠及び車体 (*バスのみ)		非常口の扉の機能 緩み及び損傷	同左	
ターボチャージャー (*バスのみ)			タービン・ロータの回転具合等(メーカー指定)	

4. 実施方法

- (1) 地方運輸局及び沖縄総合事務局(以下「地方運輸局等」という。)、又は、地方運輸支局、自動車検査登録事務所、陸運事務所及び運輸事務所等(以下「地方運輸支局等」という。)は、重点点検実施対象事業者に対し、重点点検項目を特に留意して点検するよう注意喚起を行い、その点検結果を報告様式(別紙1)により報告するよう依頼する。
- (2) 重点点検実施対象事業者は、重点点検期間中に定期点検(3ヶ月又は12ヶ月点検)を行う大型自動車について、重点点検項目を特に留意して点検し、その点検結果を報告様式(別紙1)に記入し、都道府県別に地方運輸支局等に報告する。重点点検期間中に定期点検を実施した車両が存在しない場合についても、定期点検実施台数を0台として記入し、報告する。
- (3) 地方運輸局等は、各事業者の点検結果を平成28年12月13日(火)までに報告様式(別紙2)により集計した上で、国土交通省自動車局整備課あて報告する。(報告をしていない事業者が存在する場合は、催促を行う等し、必ず報告を受けるよう努める。)

※1 重点点検の実施にあたっては、必要に応じて地方運輸局等から、各都道府県のバス協会及びトラック協会に協力を依頼する。

※2 地方運輸局等並びに各都道府県のバス協会及びトラック協会においては、必要に応じて重点点検対象事業者以外にも対象を広げる等、自主的な取組に努めることとする。

事業者名	
大型バス (乗合)	大型バス (貸切)
保有台数	台 台 台 台 台 台
定期点検実施台数 うち 12月点検	台 台 台 台 台 台

(バス・トラック共通)

点検の実施方法

【1台の自動車で同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は、1件として計上】

点検項目	【1台の自動車で同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は、1件として計上】	必須記入			総走行距離	初度登録年別
		不適合	不具合	内訳件数		
燃料装置の燃 料漏れ (3月)	① フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレーター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどからの燃料漏れの有無を目視などで点検する。 ※エンジンやエンジンボルトーム内の燃料の漏れた形跡等がないか、注意して点検する。 ② フューエル・ポンプ及びハイドロクラッチの油漏れの有無を目視などで点検する。 ③ ホース及びパイプの接付部、端子が無いか、目視などで点検する。 ④ クランプのゴム等の劣化等によりホース及びハイドロクラッチの摩耗、硬さ、変形等に注意する。 ※特に経年車は、クランプのゴムの変形や劣化(摩耗、硬さ、変形等)に注意する。	→	ホース・パイプの亀裂 クランプの取付状態 クランプのゴムの劣化	件 件 件	~ 50 万 km 50超~100万km 100 万 km 超	~ H23 年 H22~H19年 H18 年以前
電気装置の電 気配線 (3月)	エンジン・ルーム内の接続部に緩み、電気配線の損傷、クランプの緩み及び電気配線が他部品と干渉するおそれの有無を目視などで点検する。	→	クランプの取付状態 電気配線の干涉	件 件	~ 50 万 km 50超~100万km 100 万 km 超	~ H23 年 H22~H19年 H18 年以前
ホイール タイヤの状態 (3月)	タイヤの空気圧が適正であるか、溝の深さが十分か及びタイヤの全面にわたり、亀裂、損傷、異物がみ込まれた状態がないかを目視などで点検する。	→	溝の深さ 空気圧	件 件	~ 50 万 km 50超~100万km 100 万 km 超	~ H23 年 H22~H19年 H18 年以前
ホイールナット 及 び ホイー ル・ボルトの緩 み(3月)	・IS方式のシングル・タイヤ及びISO方式のタイヤの場合は、トルクレンチを使用するなどによりホイール・ナットを規定トルクで締め付ける。 ・IS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトルの半数(1個・おき)のアスター・ナットを締めて、インナー・ナットをトルク・レンチで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残り半数のアスター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じる。	→	誤組 緩み	組 件	~ 50 万 km 50超~100万km 100 万 km 超	~ H23 年 H22~H19年 H18 年以前
ホイールナツ ト及 び ホイー ル・ボルトの損 傷(12月)	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの亀裂、損傷、伸びがないか及びねじ部ににつぶれ、やせ、かじり等の異常がないかを目視などで点検する。ディスク・ホイールのボルト穴や節り穴に腐食や錆び等のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びひびがれないかを目視により点検する。	→	ボルト亀裂・損傷 ボルト伸び 他の部分との接触	件 件 件	~ 50 万 km 50超~100万km 100 万 km 超	~ H23 年 H22~H19年 H18 年以前
制動装置 の ホース、パイ プ、オイル の 接合部及び取 付状態 (3月)	① ホース、パイプ及び接続部に滲漏や損傷がないかを目視などで点検する。 ② ホース及びホース接合部に漏れや損傷がないかを目視などで点検する。 ③ ホースに劣化によるふくらみ、亀裂及び損傷がないかを目視などで点検する。 ④ 接合部及び取付部に緩みがないかを目視などで点検する。 ⑤ エアブレーキの場合、エア漏れがないかを石鹼水等を用いて目視などにより点検する。	→	ホースの劣化 接合部、クランプの緩み 工ア漏れ	件 件 件	~ 50 万 km 50超~100万km 100 万 km 超	~ H23 年 H22~H19年 H18 年以前
(バスのみ)	非常口の扉の機能 (3月)	非常口の扉がスマートに開き、確実に閉まるか及び開いたときに警報装置が作動するかを点検する。	開閉不良	件	~ 50 万 km 50超~100万km 100 万 km 超	~ H23 年 H22~H19年 H18 年以前
車体構成部 の損傷 (3月)	フレーム、サイドメンバ、クロスメンバなどに腐食による損傷がないか目視及び点検ハンマーによる打音点検を実施する。	損傷	傷	件	~ 50 万 km 50超~100万km 100 万 km 超	~ H23 年 H22~H19年 H18 年以前
ターピン・ロー タの取具合 等(12月)	ターピン・ロータ・ボルトチャージャーの定期点検を実施する。 ※ターピン・ロータ・ボルトチャージャーの取具合等(12月)	シャフトのがき、ロータとハウジングとの接觸	件	台	~ 50 万 km 50超~100万km 100 万 km 超	~ H23 年 H22~H19年 H18 年以前

(点検後の留意点)

- ① 点検整備作業終了後には、エンジン上やエンジンルーム内に、ウエス等可燃物の置き忘れがないかを確認する。
② フューエル・フィルタ、オイル・フィルタ等を交換したときは、必ず試運転して、燃料又はオイルの漏れがないかを確認する。

※試運転時、マフラー、パイプの排ガスが漏れていないかを確認。

※ご協力いただける場合は、
「不適合」台数の総走行距離及び車両別内訳を記入ください。
※下記にない不具合については、左欄の「不適合」台数のみに計上。
※「不適合」台数の不具合箇所が片方の記入でも構いません。)

※「不適合」台数の不具合箇所が片方の記入でも構いません。)

点検後の留意点等)

配布事業者数	回収事業者数	回収率		
保有台数	大型バス(乗合)	大型バス(貸切)	大型トラック(被牽引車を除く)	大型トラック(被牽引車)
定期点検実施台数				
定期点検実施率	うち 12月点検			

バス・トランク共通)

点検項目	【1台の自動車で同じ不具合が、複数箇所につかつた場合は、1件として計上】	点検の実施方法						初度登録年別
		必	須	配	入	総走行距離別	不適合	不具合別内訳件数
燃料装置の燃 料漏れ (3月)	① フューエル・タンク、ポンプ、ホース、パイプ、キャブレーター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクションポンプ・ルーム内のエンジンルームに燃料の有無を目視などで点検する。 ※エンジンショットボンネットの燃料の漏れた形跡等がないか、注意して点検する。	ホース・パイプの亀裂 件	~ 50 万 km	台	~ H23 年	台	~ H23 年	台
	② フューエル・ホース及びパイプの亀裂、損傷の有無を目視などで点検する。	クランプの取付状態 件	50超~100万km	台	H22~H19年	台	H22~H19年	台
	③ ホース及びパイプの取付けには接着剤がないか、目視などで点検する。	クランプのゴムの劣化 件	100 万 km 超	台	H18 年以前	台	H18 年以前	台
	④ クランプのゴム等の劣化等によりホース及びパイプの固定、束ね、コムの変形や劣化(摩耗、硬さ、損傷等)に注意する。 ※特に駐車車両等は、クランプの取付状態及び電気配線が他部品と干渉するおそれの有無を目視などで点検する。	クランプの取付状態 件	~ 50 万 km	台	~ H23 年	台	~ H23 年	台
電気装置の電 気配線 (3月)	エンジン・ルーム内の接続部に継ぎ、電気配線の損傷、クランプの緩み及び電気配線が他部品と干渉する空気圧の有無を目視などで点検する。	電気配線の干涉 件	50超~100万km	台	H22~H19年	台	H18 年以前	台
	ホイール・タイヤの空気圧が適正であるか、溝の深さが1分かれタイヤの全周にわたり、亀裂、損傷、異物かみ込み等による不具合がないかを目視などで点検する。	溝の深さ 件	100 万 km 超	台	~ 50 万 km	台	~ H23 年	台
	ホイール・タイヤの空気圧が適正であるか、溝の深さが1分かれタイヤの全周にわたり、亀裂、損傷、異物かみ込み等による不具合がないかを目視などで点検する。	誤組 件	~ 50 万 km	台	~ H23 年	台	~ H23 年	台
ホイール・ナット 及びホイール・ボルトの緩 み(3月)	ISI方式のシングル・タイヤ及びISO方式のタイヤの場合は、トレク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを用いた車輪トルクで締め付ける。ISI方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアワター・ナットを締めて、インナー・ナットをダブル・タイヤのアワター・ナットで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残り半数(1個おき)のアワター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じる。	緩み 件	50超~100万km	台	H22~H19年	台	H18 年以前	台
	ホイール・ナットを用いた車輪トルクで締め付ける。ISI方式のダブル・タイヤのアワター・ナットを締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残り半数(1個おき)のアワター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じる。	緩み 件	100 万 km 超	台	~ H23 年	台	~ H23 年	台
	ホイール・ナットを用いた車輪トルクで締め付ける。ISI方式のダブル・タイヤのアワター・ナットを締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残り半数(1個おき)のアワター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じる。	ボルト亀裂・損傷 件	~ 50 万 km	台	~ H23 年	台	~ H23 年	台
ホイール・ナ ット及びホイ ール・ボルトの損 傷(12月)	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの亀裂、損傷、伸びびれ等の部品に付着する。ホイール・ボルトのボルト穴や歯切り部に亀裂及び溶接部に亀裂及び剥離部に亀裂及び剥離する。	ボルト伸び り件	50超~100万km	台	H22~H19年	台	H18 年以前	台
	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりが付いている。	他の部分との接触 件	~ 50 万 km	台	~ H23 年	台	~ H23 年	台
	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷がないかを目視などで点検する。	ホースの劣化 件	50超~100万km	台	H22~H19年	台	H18 年以前	台
制動装置の付 け状態(3月)	① ホース、パイプ及び接続部に泄漏れや損傷がないかを目視などで点検する。 ② ハイスが車体その他の部品と接触するおそれがあるかを目視などで点検する。 ③ ホース及びホースが車体その他の部品と接触するおそれがあるかを目視などで点検する。	接合部、クラシップの緩み 件	100 万 km 超	台	H18 年以前	台	H18 年以前	台
	④ ハイス及びホースが車体その他の部品と接触するおそれがあるかを目視などで点検する。	エア漏れ 件	~ 50 万 km	台	~ H23 年	台	~ H23 年	台
	⑤ エア漏れがないかを石鹼水等を用いて目視などにより点検する。 ⑥ エア漏れがないかを石鹼水等を用いて目視などにより点検する。	エア漏れ 件	50超~100万km	台	H22~H19年	台	H18 年以前	台
(バスのみ)		開閉不良 件	~ 50 万 km	台	~ H23 年	台	~ H23 年	台
非常口の扉の 機能(3月)	非常口の扉がスマートに開き、確実に閉まるか及び聞いたときに警報装置が作動するかを点検する。	損傷 件	50超~100万km	台	H22~H19年	台	H18 年以前	台
	フレーム、サイドメンバ、クロスメンバーなどに腐食による損傷がないか目視及び点検ハンマによる打音点検を実施する。	傷 件	100 万 km 超	台	H18 年以前	台	H18 年以前	台
ターピン・ロー タの回回具合 等(12月)	※ターボチャージャー回渦系の配管部品類の整備を行なう場合には、液状シーリング材を用いないよう、注意する。	シャフトのガタ、ロータとハウジングとの接觸 件	~ 50 万 km	台	H22~H19年	台	H18 年以前	台

【重要】

重点点検報告様式については、3ヶ月間の
点検結果を1枚にまとめて報告して下さい。

① 「保有台数」については
重点点検の実施期間(3ヶ月
間)の平均台数を四捨五入し、
整数值で記入してください。

重 点 檢 索 報 告 様 式	
(点検の留意点等)	
対象となる「大型車両」は、「乗用車員30人以上のバス又は、車両総重量8トン以上のトラック」のことをいう。 ① 点検整備作業終了後には、エンジン上やエンジンルーム内に、ワエス等可燃物の置き忘れがないかを確認する。 ② フューエル・フィルダ、オイル・フィルダ等を交換したときは、必ず試運転して、燃料又はオイルのにじみや漏れがないかを確認する。 ※ 試運転時、マフラー、テール・パイプの接続部等からガスが漏れていないかを確認。	
定期点検実施台数	12月点検
保有台数	1台
(バス・トラック共通)	

② 「定期点検実施台数」については3ヶ月間で定期点検を実施した全ての車両を記入してください。
(3ヶ月間で同一車両に対して2回以上定期点検を行った場合も、1台として計上してください。)

③ 「不適合」の欄には、不適合があつた台数を記入してください。
ただし、複数の不具合箇所がある場合も、ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがつかないかを目視により点検する。

⑤ 「総走行距離別」と「初度登録年別」の内訳についても記入してください。

定期点検実施台数	
うち	1台
12月点検	台

点 檢 の 実 施 方 法	
台の自動車で同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は「1件」として斜線	不 適 合

シンク、フューエル・ポンプ、コース、ハイブ、キャブレータ、インジェクタ、ノズル・ホルダ、クランプなどからの燃料漏れの有無などを点検する。
②エンジンルーム内のエンジン下に燃料漏れの形跡がないか、注意して点検する。
③ハイドロクラッチの取付けが緩みがないか、目視などで点検する。
※年車は、クランプのゴムの変形や劣化(摩耗、硬さ、欠損等)に注意する。

点 檢 の 実 施 方 法	
台の自動車で同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は「1件」として斜線	不 適 合

点 檢 の 実 施 方 法	
台の自動車で同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は「1件」として斜線	不 適 合

④ 「不適合別内訳件数」の欄には、
それぞれの項目について内訳を記入し
てください。
ただし、どの項目にも当てはまらない場
合は、③「不適合」台数のみに記入し、
内訳を記入いただく必要はございません
ん。

点 檢 の 実 施 方 法	
台の自動車で同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は「1件」として斜線	不 適 合

点 檢 の 実 施 方 法	
台の自動車で同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は「1件」として斜線	不 適 合

点 檢 の 実 施 方 法	
台の自動車で同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は「1件」として斜線	不 適 合

点 檢 の 実 施 方 法	
台の自動車で同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は「1件」として斜線	不 適 合

点 檢 の 実 施 方 法	
台の自動車で同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は「1件」として斜線	不 適 合

点 檢 の 実 施 方 法	
台の自動車で同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は「1件」として斜線	不 適 合

点 檢 の 実 施 方 法	
台の自動車で同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は「1件」として斜線	不 適 合

点 檢 の 実 施 方 法	
台の自動車で同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は「1件」として斜線	不 適 合

点 檢 の 実 施 方 法	
台の自動車で同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は「1件」として斜線	不 適 合

点 檢 の 実 施 方 法	
台の自動車で同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は「1件」として斜線	不 適 合

点 檢 の 実 施 方 法	
台の自動車で同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は「1件」として斜線	不 適 合

点 檢 の 実 施 方 法	
台の自動車で同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は「1件」として斜線	不 適 合

点 檢 の 実 施 方 法	
台の自動車で同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は「1件」として斜線	不 適 合

点 檢 の 実 施 方 法	
台の自動車で同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は「1件」として斜線	不 適 合

点 檢 の 実 施 方 法	
台の自動車で同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は「1件」として斜線	不 適 合

点 檢 の 実 施 方 法	
台の自動車で同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は「1件」として斜線	不 適 合

点 檢 の 実 施 方 法	
台の自動車で同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は「1件」として斜線	不 適 合

点 檢 の 実 施 方 法	
台の自動車で同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は「1件」として斜線	不 適 合